

目次

| | 段 落 | ページ |
|----------------------------|-------|---------|
| 『適正診療規範』について | | 422 |
| 『適正診療規範』はどのように個々の医師に適応されるか | | 422 |
| 適正な医師とは | 1 | 422 |
| 適正な医療ケアとは | | |
| 適正な医療ケアを提供する | 2～3 | 423 |
| 患者によるセルフケアを支援する | 4 | 423 |
| 近い関係の人物の治療を避ける | 5 | 423 |
| 患者の安全に関しての懸念を提起する | 6 | 424 |
| 医療へのアクセスに関する判断 | 7～10 | 424 |
| 非常時の治療 | 11 | 424 |
| 適正診療の維持 | | |
| 最新の状態を維持する | 12～13 | 425 |
| 自身の業務遂行能力を維持し改善する | 14 | 425 |
| 教育、研修指導、能力考課、評定 | 15～19 | 425～426 |
| 患者との関係 | 20～40 | 426～429 |
| 医師—患者間のパートナーシップ | 20～21 | 426 |
| 適正なコミュニケーション | 22～23 | 426～427 |
| 子どもと若者 | 24～28 | 427 |
| 親族、介護者、配偶者 | 29 | 427 |
| 悪いことが起きたときに隠し立てをせず正直であり続ける | 30～31 | 427 |
| 職業としての医師全体に対する信頼の維持 | 32～35 | 428 |
| 同意 | 36 | 428 |
| 守秘義務 | 37 | 428 |
| 患者との職業上の関係の終結 | 38～40 | 428～429 |
| 他の医療スタッフと共に働く | 41～55 | 429～431 |
| チームの中で働く | 41～42 | 429 |
| 共に働く他の医師の行いと実践的臨床能力 | 43～45 | 429～430 |
| 共に働く他の医療スタッフへの敬意 | 46～47 | 430 |
| 休暇をとる際の診療体制のアレンジ | 48 | 430 |
| 職務引き受けと辞職 | 49 | 430 |
| 他の医師等との情報の共有 | 50～53 | 430～431 |
| 委任と紹介 | 54～55 | 431 |
| 誠実 | | 431～434 |
| 正直で、信頼される存在であること | 56～59 | 431 |
| 診療内容の情報提供と出版物への掲載 | 60～62 | 431～432 |
| 報告書や履歴書の作成、証言、文書への署名 | 63～69 | 432 |
| 研究 | 70～71 | 432～433 |
| 財務的・商業的な関わり | 72～73 | 433 |
| 利害の相反 | 74～76 | 433～434 |
| 健康状態 | 77～79 | 434 |

『適正診療規範』について

『適正診療規範』(Good Medical Practice)は、適正な医療実践の基礎になる原則と価値について書かれており、これらの原則は同時に医療プロフェッショナリズムの実践そのものである。この指針は医師に向けて書かれているが、同時にまた、社会が医師に何を期待できるかを社会に知らせるためのものでもある。

この『適正診療規範』に記載されている原則が、実際の現場でどのように適応されるか、そして、他の状況で(例えば、医学教育で、専門医資格更新の際に、診療適性審査過程で医師の行為、業務遂行能力、もしくは健康状態を考慮する際に)どのように解釈されるかを例示した他の指針や情報も(この冊子の中に)記されている。具体的な他の指針や情報は以下の通りである。

- 総合医療評議会による補助的な指針と情報
- 『適正診療規範』の原則に従わなかった場合に医師の診療登録が停止や削除される例として、総合医療評議会の診療適性審査小委員会(fitness to practise panel)によって聴聞の行われたケースに関する情報(オンライン上でのみ提供)
- 総合医療評議会以外の機関がだしているアドバイスや情報

ここに挙げているすべての文書はウェブサイト上で閲覧可能であり、publications@gmc-uk.orgもしくは0161 923 6315に電話して、印刷物を注文することも可能である。

『適正診療規範』はどのように個々の医師に適応されるか

この指針は、総合医療評議会に登録しているすべての医師に期待されていることが述べられている。『適正診療規範』に精通し、その指針に従うことは、あなたの義務である。これは指針であり、法律に基づく規約ではないため、現場で医師として遭遇する様々な状況に合わせてどのように原則を適応するかは、日常的に患者を診る診ないにかかわらず、あなたが判断しなければならない。あなたは、いつ何時も、あなた自身の決定と行動を説明し正当化できるように心積もりしておかなければならない。

この『適正診療規範』では、「～しなければならない」と「～すべきだ」は以下のように使い分けている。

- 「～しなければならない」は、最優先の義務や原則を指すのに使われている
- 「～すべきである」は、どのように最優先の義務に対処するか説明をしているときに使われている
- 「～すべきである」はまた、義務や原則がすべての状況に当てはまらないときや、あなたがこの指針に従うかどうかに影響する因子があなたにとって制御可能でない場合に使われている

この指針に重大な違反をする場合、ないし継続的な違反をする場合には、医師登録の停止や取り消しの対象になる。*

適正な医師とは

1. 患者は適正な医師を必要としている。適正な医師は、患者のケアを最優先事項とし、実践的臨床能力があり、知識や技術を最新に保ち、患者と共に働く他の医療スタッフ*と良好な関係を維持し、正直で信頼できる存在であり、誠実に行動する。

* GMCの診療適性の意義に関する指針(guidance on the meaning of fitness to practise)を参照

* 医師と共に働く人々で、医師である場合もあればそうでない場合もある

適正な医療ケアとは

適正な医療ケアを提供する

2. 適正な医療ケアとは以下の要素を含まなければならない。

- (a) 患者の病歴（症状、精神的要因および社会的要因を含む）や患者の価値観を十分に考慮し、必要に応じて患者を検査しながら、十分に患者の状態を評価する
- (b) 必要に応じて、アドバイス、検査、あるいは治療を提供ないし手配する^{2b}
- (c) 患者にとって最善と判断したら、他の医師や他の専門職に紹介する

3. 医療を提供する際の医師の義務は以下の通りである。

- (a) 専門職としての自己の実践的臨床能力の限界を認識し、その範囲内で職務を行う
- (b) 薬剤や治療の処方（再処方を含む）は、患者の状態について十分な知識がありその薬剤や治療が患者にとって必要であるときのみに行なければならない^{3b}
- (c) 現時点での最善のエビデンスに基づいた効果的な治療を行う
- (d) 根治療法が可能であるか否かにかかわらず、患者の痛みと悲嘆を緩和するために努力する^{3d}
- (e) 患者がセカンドオピニオンを求める権利を尊重する
- (f) 明瞭、正確、判読可能な診療記録を保ち、臨床所見、臨床的判断、患者に与えた情報、処方した薬剤や検査法や治療法がわかるようにしておく
- (g) 記録は診療と同時か直後に残す
- (h) 勤務時間内はすぐに連絡がつくようにしておく
- (i) 必要であれば、他の医療スタッフに相談しアドバイスをもらう
- (j) 自分が利用できる資源を適正に活用する^{3j}

患者によるセルフケアを支援する

- 4. あなたは、患者と社会に働きかけて、自らの健康に関心を持ち、健康状態を改善・維持するように促すべきである。これには、患者に対して、患者自身の生活習慣が彼らの健康状態や日常生活の快適性に与える影響について、さらには治療の効果にも影響する可能性について、助言することが含まれる。⁴

近い関係の人物の治療を避ける

- 5. 可能な場合には常に、あなたは自分自身と個人的に近い関係にあるいかなる人物に対しても、医療を提供することを避けるべきである。⁵

2b 段落 21b と、GMC の同意に関する指針 (consent guidance) を参照

3b GMC の処方に関する指針 (prescribing guidance) の 38 段落を参照

3d 21b と GMC の治療差し控えと中止に関する指針 (guidance on withholding and withdrawing) を参照

3j GMC の管理指針 (management guidance) を参照

4 巻末の注釈 1 を参照

5 段落 77 および GMC の処方 (prescribing) 指針の段落 4 および 13-16 を参照

患者の安全に関する懸念を提起する

6. 施設、設備、あるいは他の資源、組織の方針ないし体制の不備により、患者の安全が脅かされている、ないし脅かされているかもしれないとあなたが感じる十分な理由があるならば、あなたは可能ならばその問題点を正すべきである。それができない場合でも、あなたはその問題についてあなたの雇用者ないし契約先機関の注意を喚起すべきである。彼らが適切な対応を採らなかった場合には、あなたは独自にその問題にどのように対処すべきか助言を求めるべきである。あなたは、自身が抱いた懸念と、それを解決しようとあなたが行った試みについて記録をしておかなければならない。⁶

医療へのアクセスに関する判断

7. あなたが提供ないし手配する精査や治療は、あなたと患者が評価したその必要性と優先度、および選択肢として挙げられる治療法の予測される効果の大きさについてのあなたの臨床的判断に基づいたものでなければならない。あなたは、患者の行動が彼らの陥っている状況に影響していると感じていることを理由に、治療を拒否したり遅らせたりしてはならない。あなたは、患者の生活習慣や信条がいかなるものであっても、患者を敬意をもって扱わなければならない。あなたの個人的な価値観*が、専門職としてのあなたと患者との関係や彼らに提供する治療ないし手配に悪影響を与えることを許してしまい、結果として患者を不公平に差別することがないようにしなければならない。共に働く他の医療スタッフの行動がこの指針に従っていない場合は、彼らに異議申し立てをすべきである。⁷
8. 特定の手技を行うことやそのことについて助言を与えることがあなた自身の信仰ないし道徳的信念に相反し、この相反があなたが提供する治療ないし助言に影響する可能性がある場合には、あなたはこれを患者に説明し、彼らには他の医師の診療を受ける権利があることを告げなくてはならない。患者がその権利の行使に関する判断を正しく行うに足る十分な情報を得たと、あなた自身が満足できるようでなくてはならない。患者が他の医師の診察を受ける手配を行うことが現実的に難しい場合には、あなたは自身の役割を引き継いでくれる適切な領域別診療の認定医を受診する手配が確実に行われるようにしなければならない。
9. あなたは、患者の精査と治療の優先度について判断を下すことがあなたの権限の範囲内である場合、臨床上の必要度に基づいてそれを行わなければならない。不適切な資源、施設の方針ないし体制のために判断を下すことができず、患者の安全が著しく損なわれる、ないし損なわれる可能性がある場合には、段落6の指針に従わなければならない。⁸
10. 全ての患者は、その臨床上の必要度に見合ったケアと治療を受ける権利が与えられている。あなたは、患者の医療的な状況があなた自身を危険に晒すことを理由に、治療を拒否してはならない。患者があなたの健康や安全に危険をもたらす場合には、あなたは治療を提供する前に、あるいは治療のための適切な別の手配を行う前に、危険を最小限にするためのあらゆる利用可能な措置を講じるべきである。

非常時の治療

11. 非常時には、それがどこで起ころうとも、あなたは自分自身の安全、あなたの実践的臨床能力、および他のケアの選択肢があるかどうかを考慮した上で、援助を提供しなければならない。

6 段落 43-45、GMC の管理 (management) 指針、および GMC の懸案事項報告 (raising concerns) に関する指針参照

* これには、患者の年齢、肌の色、文化、障害、民族的起源や国籍、社会的性別、生活習慣、婚姻状況ないし親としての状況、人種、信仰ないし信念、生物学的性別、性的嗜好、ないし社会経済的状况を含む

7 GMC の多様性尊重 (valuing diversity) 指針を参照

9 段落 6 参照

適正診療の維持

最新の状態を維持する

12. あなたは、自らの知識と技術を、あなたの現役期間中、常に最新に保たなければならない。あなたは、関連する診療ガイドラインやあなたの仕事に影響する医学の進歩に精通しているべきである。あなたは、あなたの実践的臨床能力や業務遂行能力を維持し、さらに高めるような教育的活動に、定期的に参加すべきである。¹²
13. あなたは、あなたの仕事に関連する法律や行動規範の最新版について知り、またそれを遵守しなくてはならない。

自身の業務遂行能力を維持し改善する

14. あなたは、あなたの診療の質を維持および改善し、患者安全を促進するために、共に働く他の医療スタッフや患者と協働しなくてはならない。特に、次のことを行わなくてはならない。
- (a) 自身の診療から導かれた情報とエビデンスを収める書類フォルダーを維持・管理する
 - (b) 免許および認定更新に関する GMC の指針に沿って、定期的に自らの診療水準を省みる
 - (c) 定期的かつ系統的な監査に参加する
 - (d) 医療の質保証および質改善のプログラムに参加する
 - (e) 監査、能力考課、および業務遂行能力評価の結果に対し建設的に反応し、必要に応じてさらなる訓練を受ける^{13e}
 - (f) 治療効果の不確実性を解消する一助となる
 - (g) 患者へのリスクを減少せしめるため、部外秘の審問や副作用の認識および報告に貢献する^{13g}
 - (h) 適切な報告手順にそって医薬品副作用を疑う事象を報告する^{13h}
 - (i) 公衆衛生のモニター機関からの正規の情報提供依頼に協力する。その際、「機密保持：情報の保護と提供」に記載された指針に従わなければならない¹³ⁱ

教育，研修指導，能力考課，評定

15. 医師および学生を教え、指導し、考課し、評定することは、現在および将来の患者のケアにとって重要である。あなたは、このような活動に積極的に貢献すべきである。
16. あなたが教育に関わる際には、あなたは十分な能力を持った教師としての技能、態度、および実践力を開発しなければならない。
17. あなたは、代理医師や学生を含め、あなたが責任を持つ全てのスタッフが適正な監督指導を受けるよう、確実に手配しておかなければならない。
18. あなたは、代理医師や学生を含む共に働く医療スタッフの業務遂行能力を考課ないし評定する際には、正直で客観的でな

12 巻末の注釈 2 および GMC の継続的職業人開発 (continuous professional development) ガイドラインを参照

14e 巻末の注釈 3 を参照

14g 巻末の注釈 4 を参照

14h 巻末の注釈 5 および GMC の処方 (prescribing) 指針を参照

14i GMC の機密保持 (confidentiality) 指針を参照

なければならない。満足できる診療レベルに達していない、ないしそれを維持していない誰かを、あなたが的確と記載した場合、患者が危険に晒されることになる。

19. あなたは、共に働く医療スタッフに関して推薦を与えたり、報告書を記載したりする際には、正直で、正当で、正確な所感のみを提供しなければならない。推薦を与える際は、あなたはそれを迅速に行い、あなたと共に働く医療スタッフの実践的診療能力、業務遂行能力ないし行いに関する全ての情報を含めなければならない。¹⁹⁾

患者との関係

医師－患者間のパートナーシップ

20. 信頼と適正なコミュニケーションに基づく開かれた関係により、あなたは患者と協働して、彼らの個人としてのニーズに対応することができる。

21. 医師－患者間のパートナーシップにおけるあなた自身の役割を果たすため、あなたは

- (a) 礼儀正しく、思いやりをもち、正直でなければならない
- (b) 尊厳をもって患者を扱わなければならない^{21b)}
- (c) 個々の患者を個人として扱わなければならない
- (d) 患者のプライバシーと秘匿権を尊重しなければならない^{21d)}
- (e) 患者が自身の健康を回復し維持するために自己管理（セルフケア）することを支援しなければならない^{21e)}
- (f) 自分の状態について知っている患者には、その知識を用いて自らのケアについて決定を下すよう働きかけなければならない

適正なコミュニケーション

22. 効果的なコミュニケーションのために、あなたは

- (a) 患者に耳を傾け、患者の健康状態についての彼らの見方を尋ね、それを尊重し、彼らの心配事や希望に応えなければならない
- (b) 患者の病状、病状の進行の見通し、および受けることができる治療の選択肢について、それに伴う危険や不確実性も含めて、患者が欲している情報ないし必要としている情報を、患者が理解できるような方法で患者と共有しなければならない^{22b)}
- (c) 患者の質問に応え、彼らのケアの進行状況の情報を提供し続けなければならない
- (d) チームの中およびケアを提供する者の中で、どのように情報が共有されているかを、患者が確実に知らされていることを確認しておかなければならない^{22d)}

19) 段落 63 を参照

21b) GMC の境界線維持 (maintaining boundaries) 指針参照

21d) GMC の機密保持 (confidentiality) 指針参照

21e) 巻末の注釈 1 を参照

22b) GMC の同意 (consent) 指針段落 4-13 を参照

22d) GMC の機密保護 (confidentiality) 指針段落 8、10-15、およびよくある質問 3 を参照

23. あなたは、可能な場合には、患者の言語やコミュニケーション上のニーズに応えるよう手配が行われることを確認しておかなければならない。²³

子どもと若者

24. 下記の段落 25-27 の指針は、あなたが日常的に子どもと若者を患者として診療しているかいないかに関わらずあなたにとって意味がある。あなたは、親や世話をする人を患者として診療する際には、子どもないし若者に対して危険を及ぼす可能性があるいかなる患者を診療する際と同様、子どもや若者のニーズや幸福に配慮しなければならない。²⁴

25. あなたは、子どもや若者の健康と幸福な生活を保護し防御しなければならない。

26. あなたは、子どもや若者の人権が侵されたり否定されていると考える理由がある場合には、彼らに援助を申し出なければならない。

27. 子どもや若者とコミュニケーションをとる際、あなたは

- (a) 彼らを敬意をもって扱い、彼らの見方に耳を傾けなければならない
- (b) あなたの能力の限り彼らの質問に答えなければならない
- (c) 彼らが理解できるような方法で情報を提供しなければならない

28. 段落 25-27 の指針は子どもと若者に関するものであるが、その原則は他の社会的弱者群にも当てはまる。

親族、介護者、配偶者

29. あなたは、患者の親族、介護者、配偶者および他の親しい人々に対して思いやりをもって接し、情報の提供や支援を提供することに繊細で敏感でなければならない。患者が死亡した後も同様である。そうする際、あなたは「機密保持：情報の保護と提供」に記載された指針に従わなければならない。²⁵

悪いことが起きたときに隠し立てをせず正直であり続ける

30. あなたが診療している患者が害ないし苦痛を被った時、可能な場合あなたは、事態が改善へ向かうよう直ちに行動しなければならない。あなたは謝罪を申し出、何が起こったのか、および短期的・長期的に起こり得る影響について、素早く全てを患者に説明すべきである。³⁰

31. 自らが受けたケアないし治療について苦情を呈する患者は、迅速で隠し立てのない、建設的で正直な説明、ならびに必要な際には謝罪を含む回答を期待する権利がある。あなたは、患者の苦情が自らの提供ないし手配するケアまたは治療に悪影響を与えないようにしなければならない。

23 GMC の同意 (consent) 指針段落 13 参照

24 GMC の同意 (consent) 指針段落 23-24 および付録 A を参照、巻末の脚注 6 を参照

29 巻末の脚注 7 および GMC の機密保持 (confidentiality) 指針を参照

30 巻末の脚注 8 を参照

32 GMC の境界線の維持 (maintaining boundaries) 指針を参照

職業としての医師全体に対する信頼の維持

32. あなたは、患者やその近い人との性的ないし不適切な情緒的関係を成立させるため、ないし求めるために、自身の職業的立場を利用してはならない。³²
33. あなたは、患者に対して、政治的な、信仰上の、ないし道徳的信念を含むあなた自身の個人的信念を、患者の弱みを利用したり、患者に苦痛を与えるような方法で表明してはならない。
34. あなたは、雇用者による損害賠償の枠組みで保証されない自身の診療行為のあらゆる部分について、患者ならびにあなた自身の利益のために、適切な医師賠償責任保険に加入しなければならない。
35. あなたは、自身の GMC 参照番号をよく知っていなければならない。あなたは、患者や同業者があなた自身を個人識別できるように、例えば処方箋を含む法的文書に署名する際にはあなたの登録名を用いるなど、確実にしておかなければならない。あなたは、それを求めるいかなる者も、あなたの登録名と GMC 参照番号を知ることができるようにしておかなければならない。³⁵

同意

36. あなたは、いかなる検査ないし精査を行おうとする際にも、あるいは治療を提供したり、患者を教育や研究に参加させる際にも、あなたが同意ないし他の有効な権限を得ていることを自身で確信できていなければならない。通常これは、患者に対して同意を求める前に、患者が理解できる形で患者へ情報を提供することが含まれる。あなたは、たとえ子どもや同意を表明することができない患者に対する助言であっても、『患者の同意を求める：倫理の確認事項』に記載された指針に従わなければならない。³⁶

守秘義務

37. 患者は、彼ら自身に関する情報が医師により守秘されることを期待する権利を有している。あなたは、患者が死亡した後も、患者に関する情報を機密扱いとしなければならない。あなたが患者の同意なしに患者に関する機密情報を公開することを検討しているのであれば、あなたは『機密保護：情報の保護と提供』に記載された指針に従わなければならない。³⁷

患者との職業上の関係の終結

38. 稀な状況では、あなたと患者の間の信頼関係が崩れ、あなたは職業上の関係を終結させる必要があると気づくかも知れない。例えばこれは、患者があなたや共に働く医療スタッフに対して暴力を振るったり、施設で盗みを働いたり、あるいは思慮分別のない振る舞いをしたり不当な行いを繰り返す場合に起こり得る。あなたは、患者があなたやあなたのチームに関して苦情を申立てたことや、患者のケアないし治療に用いる資源が不足*していることのみを理由に、関係を終結すべきではない。

35 GMC の登録番号 (registration numbers) 指針を参照

36 GMC の同意指針および GMC の研究 (research) 指針段落 15-29 を参照

37 段落 21d および GMC の機密保護 (confidentiality) 指針ならびによくある質問 18 を参照

* あなたが料金を請求する場合、患者が既にあなたが提供した医療に関して支払いができなかったり拒否したりした場合には、更なる治療を拒否できる。段落 39 の指針に従うこと

39. あなたが患者との職業上の関係を終結する前に、あなたは自身の決定が公正であり、段落7の指針に矛盾しないことを確信できなければならない。あなたは、自分の判断の正当性を、求められれば説明できるようでなければならない。あなたは、可能な場合は書面で、患者に対してあなたの職業上の関係を終結させるとの決定とその理由を伝えるべきである。³⁹
40. あなたは、患者のケアを継続するために迅速な手配が行われるように手続きを取らなければならない、また患者の記録を遅滞なく次の担当者に回さなければならない。

他の医療スタッフと共に働く

チームの中で働く

41. ほとんどの医師は他の医療スタッフと共にチームの中で働いている。チームの中で働く場合でも、あなたの専門職としての行為や提供する医療に関するあなたの個人的な説明責任は、一人で働く場合と同様である。チームで働くにあたって、あなたは良いロールモデルであるべきで、あなたは共に働く他の医療スタッフ（以下、他の医療スタッフ）のやる気を引き出し鼓舞するよう努めなければならない。さらに以下のことをしなければならない。
- (a) 他の医療スタッフの技量や貢献を尊重する
 - (b) チーム中外の他の医療スタッフとのコミュニケーションを効果的に行う
 - (c) あなたの患者と他の医療スタッフがあなただのチームの中での役割と責任を理解しているか、そして、患者の医療のそれぞれの側面を誰が責任をもっているかを理解しているかを確認する
 - (d) チームの基準や実践的能力の定期的なレビューや監査に参加し、不備があれば是正するために行動をおこす
 - (e) 業務遂行能力、行い、もしくは健康状態に問題を抱えている他の医療スタッフを支援する
42. もしあなたがチームを率いる立場にある場合は、「医師のためのマネジメント」(Management for doctors)に記載された指針に従わなければならない。⁴²

共に働く他の医師の行いと実践的臨床能力

43. 共に働く他の医師（以下、他の医師）の行い、診療レベル、もしくは健康によって引き起こされる被害のリスクから、あなたは患者を守らなければならない。いつ何時も、患者の安全が最優先されなければならない。もし他の医師が適正診療基準を満たしていないとあなたが懸念を持つならば、必要であればその懸念が調査され患者が守られるように、すぐさま適切な行動をとらなければならない。このことは、あなたの雇用主や契約主体の適切な人物にその懸念に関して正直な説明を行わなければならないということの意味する。⁴³
44. もし所属機関において適切なシステムがない場合、または、所属機関のシステムでは問題が解決せず、しかも患者の安全に関する懸念が解消されない場合は、関連する規制機関に通報するべきである。もしあなたがどうしていいかわからない場合は、中立的な第三者である医師に相談するか、もしくは、自身の弁護機関、専門家団体、もしくは総合医療評議会にアドバイスを求めるために連絡しなければならない。⁴⁴

39 段落7参照

42 GMCの管理指針 (management guidance) を参照

43 機密保持よくある質問 16 (Confidentiality FAQ 16)と、医師の送致、懸念の提起 (raising concerns)、管理 (management) に関する GMC の指針を参照

44 懸念の表明 (raising concerns) に関する GMC の指針を参照

45. もしあなたが管理職にあれば、他の医師が患者へのリスクに関する懸念を表明できるシステムが整備されていることを確認しなければならない。そしてあなたは、『医師のためのマネジメント』(Management for doctors)に記載されている指針に従わなければならない。⁴⁵

共に働く他の医療スタッフへの敬意

46. あなたは共に働く他の医療スタッフ（以下、他の医療スタッフ）を、公平に敬意を持って扱わなければならない。いじめたり嫌がらせをしてはいけなく、あなたの個人的な価値観*で、他の医療スタッフとの専門職同士の関係をゆがめて他の医療スタッフを不公平に差別してはいけなく、他の医療スタッフの行動がこの指針に従っていない場合は、他の医療スタッフに異議申し立てをするべきである。⁴⁶
47. 患者が受けるケア・治療に対する患者の信頼や、患者を治療する他の医療スタッフの判断に対する患者の信頼を損なうような、他の医療スタッフについての悪意に基づく批判や根拠の無い批判を行ってはいけなく、

休暇をとる際の診療体制のアレンジ

48. あなたの勤務時間外において、自分の患者への医療ケアについて適切な手配がなされていることを確認しなければならない。適切な手配の中には、他の医師との明瞭なコミュニケーションのある効果的な引き継ぎを含むべきである。もし手配が適切でないと懸念を抱くのなら、患者のケアを守るために行動を起こすべきであり、段落6の指針に従わなければならない。

職務引き受けと辞職

49. 医師の勤務体制が不十分なら、患者のケアに悪影響がでる可能性がある。それゆえ、いったん職務（代理職を含む）を引き受けると公式に承諾した場合は必ず引き受けなければならず、契約に記された通告期間内は働かなければならない。ただし雇用主が別のアレンジをするのに十分時間がある場合は除く。

他の医師等との情報の共有

50. 他の医師等と情報を共有することは、安全で効果的な医療を患者に提供するために重要である⁵⁰
51. あなたの患者を紹介する時には、患者の病歴および現在の状態を含む、すべての関連する情報を提供すべきである
52. あなたが患者の担任総合医*でない場合には、患者を治療ないしアドバイスする際、患者の担任総合医に、検査と治療の結果や、患者の治療を継続していく上で必要な情報すべてを話しなければならない。ただし患者が拒否する場合は除く。

45 管理 (management) に関する GMC の指針を参照

* これには、患者の年齢、肌の色、文化、障害、民族的起源や国籍、社会的性別、生活習慣、婚姻状況ないし親としての状況、人種、信仰ないし信念、生物学的性別、性的嗜好、ないし社会経済的状況を含む

46 GMC の多様性の尊重 (valuing diversity) に関する指針を参照

50 GMC の機密保持指針 (confidentiality guidance) 段落 10 を参照

* 英国では、患者はどのような健康上の問題についてもまず最初に相談する担当の医師 (General Practitioner) を 1 名決め、領域別診療医にはその担当医が必要と判断した場合に初めて紹介により受診できるシステムとなっている。General Practitioner は直訳すれば総合診療医であるが、上記の意味を含めるため、ここでは担当総合医と訳した

53. もし患者が担任総合医からあなたに紹介されてきたのでない場合には、治療を始める前に、担任総合医に知らせてもよいかと患者の同意を求めべきである。ただし、緊急の場合やそうするのが現実的でない場合は除く。もしあなたが担任総合医に知らせない場合は、あなたは治療後に必要なすべての事後ケアを自ら提供ないし手配する責任を負うことになる。

委任と紹介

54. 委任とは、他の医師に依頼してあなたの代わりに治療あるいはケアを行ってもらうことである。あなたの依頼した医師による決定や行動にはあなたは説明責任はないが、患者の全般的な管理に関しての責任はあなたにあり続け、委任するという決定に関しての説明責任は引き続きあなたが負うことになる。他の医師にケアや治療の委任を行う際、その医師がケアや治療を提供するための資格、経験、知識と技術を持っていることを確認しなければならない。そして委任した医師に対して、患者および必要な治療について十分な情報を提供しなければならない。
55. 紹介とは、たいてい一時的に、特定の目的（あなたの実践的臨床能力を超えた更なる検査、ケアあるいは治療など）のために、患者のケアへの責任の一部あるいは全部を移転することである。あなたの紹介先の医師が、法的規制機関に対する説明責任を果たしており、管理された環境のなかで雇用されていることを確認しなければならない。もし彼らがそうでない場合は、ケアの移転は紹介ではなく委任になり、あなたは依然として患者の全般的な管理に関して責任を負い、委任するというあなたの決定に関して説明責任があることになる。

誠実

正直で、信頼される存在であること

56. 誠実 (probity) とは、正直で、信頼される存在であること、そして高潔 (integrity) に行動するという意味である。これこそまさに医のプロフェッショナリズムの中核を成すものである。
57. あなたは、あなたの常日頃の行いが、患者のあなた自身に対する信頼と、国民全体の医師集団（プロフェッション）への信頼のもととなっているのだということを肝に銘じなければならない。
58. あなたは、もし世界中のどこでも、警告を受けたり、刑事犯罪で起訴されたり有罪判決を受けたり、別の専門家機関から診療適性審査の結果、登録の継続に問題があると判断された場合は、直ちに総合医療評議会に知らせなければならない。⁵⁸
59. もしあなたがある機関から医師としての肩書を保留されたり、診療行為に制限が設けられた場合は、直ちに、あなたが医師としての仕事をしている他の機関や、個別に診ている患者にも知らせなければならない。

診療内容の情報提供と出版物への掲載

60. あなたが診療内容の情報を出版物に掲載する場合は、その情報が真実であり検証可能なものであることを確認しなければならない。

58 GMC の有罪判決の報告 (reporting conviction) に関する指針を参照

61. あなたが患者に提供する情報の中で、自分のサービスの質や臨床成績について不当な主張をしてはいけない。患者に提供する情報は、病気の完治を保証するものであってはいけない。また、患者の弱みや医学知識の不足につけ込むものであってもいけない。
62. 患者にサービスを使うようプレッシャーをかけてはいけない。例えば、将来の健康に対して、根拠に乏しい不安をおおるようなプレッシャーをかけてはいけない。

報告書や履歴書の作成、証言、文書への署名

63. 報告書を作成する際、定まった書式の文書、報告書、もしくは他の書類の記入や署名を行う際には、正直で、信頼できる存在でなければならない。⁶³
64. あなたの経験、資格、そして肩書について常に正直でなければならない。職に応募する際は特にそうである。
65. あなたが作成したり署名するどんな文書も、嘘でないことや誤解を招くものでないことを確認するために最善をつくさなければならない。これは、文書のなかの情報を検証するのに妥当なステップをふまなければならないことを意味し、そして、関連する情報を故意に省いてはいけないということの意味する。
66. 報告書を作成すること、文書を記入・署名をすること、あるいは証言を行うことに同意した場合は、遅滞なく実行しなければならない。
67. 訴訟や公式の審問において、証言を求められ、証人として行動してほしいと頼まれた場合は、すべての発言や文書において正直でなければならない。また、自分の知識や実践的臨床能力の限界を明確にしなければならない。⁶⁷
68. 患者の治療に関する公式の審問や、あなたの仕事に対する苦情の審査には、完全に協力的でなければならない。情報提供を依頼する権利のある人に対して、あなた自身の行為や共に働く医療スタッフの行為に対しての審査に関連したすべての情報を開示しなければならない。その際、『機密保護：情報の保護と提供』に記載された指針に従わなければならない。⁶⁸
69. 患者の死を調査・審問しているコロンナー（検視官）や検察官に、照会を受けたり、関連の情報提供を求められたときは、全面的に協力をしなければならない。ただし、あなたの証言があなた自身に対する刑事訴訟へと発展するかもしれない時には、あなたに黙秘権がある。⁶⁹

研究

70. 直接的にまた間接的に人に関わる研究は、現在の患者と未来の患者のために、医療を改善し不確実性を減少させるのに必須である。そしてまた、国民全体の健康状態を改善するためにも必須である。
71. 臨床研究をデザインし、組織し、実行するにあたっての義務は以下の通りである。

63 巻末の注釈9を参照

67 段落3 aを参照

68 GMCの機密保持（confidentiality）指針を参照

69 GMCの機密保持（confidentiality）指針を参照

- (a) 研究に参加する人の利益を守ることを最優先しなければならない
- (b) 正直に誠実に行動する
- (c) 適切な国の研究運営指針 (research governance guidelines) や、『研究における医師の役割と責任』(Research: The role and responsibilities of doctors) 中の指針に従う^{71c}

財務的・商業的な関わり

72. あなたは患者との財務的関わりにおいて、正直で率直でいなければならない。特に注意すべき点は以下の通りである⁷²

- (a) 可能であるならば治療に対する患者の同意を取得する前に、費用についての情報を提供すべきである。
- (b) 治療や他のサービスの費用を請求するにあたって、患者であることの脆弱性や医学知識の不足につけこむようなことをしてはならない
- (c) 直接あるいは間接的に自分の利益になるような金銭・物品の贈与、貸与、あるいは遺贈するように患者を仕向けてはならない
- (d) 他人あるいは組織へ寄付をするように、患者やその家族に圧力をかけてはいけない
- (e) 私費治療を受けるよう患者に圧力をかけてはならない
- (f) 患者に費用を請求する場合は、診療費の一部が他の医師への支払いに使われるなら、そのように患者に伝えなければならない

73. あなたは雇用者、保険者、あるいはその他の組織や個人と、財務的・商業的関わりを持つにあたって、正直でなければならない。特に注意すべき点は以下の通りである。

- (a) 物品あるいはサービスの売買についての検討に医師が参加する前に、医師あるいはその家族がその売買によって持つかもしれない財務的・商業的利害関係を申告しなければならない
- (b) もしあなたが財務運営にあたる場合は、資金が本来の目的のために用いられること、そして、あなたの個人的な財務勘定とは別の勘定において管理されることを確認しなければならない

利益の相反

74. 紹介を行う場合、そして治療・ケアを提供し手配する場合には、あなたは患者の利益に最もかなう形で行動しなければならない。処方内容や患者を治療したり紹介するやり方に影響を与えるかもしれない、または、影響を与えたと見られかねない誘い、贈り物あるいはもてなしを求めたり受け入れたりしてはならない。共に働く医療スタッフにそうした誘いを申し出ることもいけない。⁷⁴

75. 医療機関、製薬企業あるいはその他の生物医学関連企業に、財務的あるいは商業的利害関係を有する時には、その利害関係が、処方内容、患者の治療内容、および患者の紹介のし方に影響してはならない。⁷⁵

71c GMC の研究 (research) 指針と巻末の注釈 10 を参照

72 GMC の利益相反 (conflicts of interest) 指針を参照

74 GMC の利益相反 (conflicts of interest) に関する指針と巻末の注釈 11 を参照

75 GMC の処方 (prescribing) に関する指針の段落 10-12 を参照

76. 治療や検査のために自分の患者を紹介しようと思っている機関に財務的・商業的利害関係を有する場合、患者にその利害関係のことを伝えておかなければならない。その患者が国営医療サービス (NHS) 制度下の患者である場合は、医療サービス購入機関 (healthcare purchaser) にもそのことを伝えなければならない。

健康状態

77. 独立した客観的な医療を必ず受けることができるように、あなたの家族以外の担任総合医*に登録するべきである。あなた自身を治療することは避けるべきである。⁷⁷
78. あなたの患者と共に働く医療スタッフとそしてあなた自身を守るために、予防接種が可能な重症化する伝染性疾患については予防接種をうけるべきである。⁷⁸
79. 患者に伝染しうる深刻な状態をあなたが有する時や有するかもしれないとあなたが考える時、あるいは、あなたの判断や業務遂行能力が、あなたの深刻な健康状態やその治療によって影響を受けかねないとき、適切な資格のある他の医師に相談しなければならない。検査、治療、および診療業務内容の変更に関してアドバイスを求め、そのアドバイスに従わなければならない。患者に自分が及ぼす可能性のある危険性については自己判断に頼ってはならない。

(追加の読み物、巻末の脚注、索引は割愛した)

(謝辞) 本研究は、平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金 (医療安全・医療技術評価総合研究事業) 「医療の質・安全を確保する新しい医療システムを実現するための戦略に関する研究」(主任研究者 上原鳴夫) の一環として行われたものである。

* 英国では、患者はどのような健康上の問題についてもまず最初に相談する担当の医師 (General Practitioner) を 1 名決め、領域別診療医にはその担当医が必要と判断した場合に初めて紹介により受診できるシステムとなっている。General Practitioner は直訳すれば総合診療医であるが、上記の意味を含めるため、ここでは担当総合医と訳した。

77 段落 5 と GMC の処方 (prescribing) 指針の段落 4 と 13-16 を参照

78 巻末の注釈 12 を参照